

## 教育行政大綱の策定について

### 1 策定に係る根拠規定

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律  
(1 条の 3 関係)

首長は、総合教育会議において、教育委員会と協議し、教育基本法第 17 条に規定する基本的な方針を参酌して、教育の振興に関する施策の大綱を策定する。

### 2 大綱の定義

資料 2 参照 (7p)

### 3 大綱の記載事項

資料 2 参照 (7p)

### 4 本市における大綱の策定について

#### (1) 策定時期

平成 27 年度に策定

#### (2) 大綱の策定形態について

教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることができる。

このことから、本市では総合計画をもって大綱に代えることも考えられるが、行政の政策全般を網羅する総合計画における計画体系と教育行政大綱の体系や記載量等において整合性が十分にとれないことが考えられる。

このことから、平成 27 年度に策定する総合計画の後期基本計画の

基本施策を勘案した上で、本市の教育行政の大綱については別途に策定し、教育行政の方向性等の明確な位置づけを行うこととする。

## 5 大綱の策定スケジュール

- ・ 総合計画後期基本計画の策定 平成 27 年 6 月～
- ・ 大綱骨子案の策定 ～平成 27 年 7 月末
- ・ 総合教育会議での協議（大綱骨子案） 平成 27 年 7 月末
- ・ 大綱素案の検討、策定 ～平成 27 年 11 月末
- ・ 総合教育会議での協議（大綱素案） 平成 27 年 11 月末
- ・ 総合教育会議での協議（大綱確定案） 平成 28 年 2 月末
- ・ 公表 平成 28 年 3 月

※ 上記日程のほか、必要な事務調整等は例月の教育委員会の中で行うこととする。